

厚生関係施設の利用実績・サービスのあり方 検討委員会検討結果

■厚生関係施設

特別区人事・厚生事務組合は、23区の共同処理事務として厚生関係施設（更生施設、宿所提供施設及び宿泊所）を設置・管理しています。厚生関係施設は、生活に困窮している方や居所に困っている方に対するセーフティネットの一翼を担うものです。現在、生活保護法に基づく保護施設である更生施設7施設（男性単身5施設、女性単身2施設）及び宿所提供施設（以下「宿提」といいます。）9施設並びに社会福祉法に基づく宿泊所4施設の合計20施設を設置・管理しています。

なお、生活保護法に基づく救護施設への種別転換に伴う改築工事を実施するため、令和7年3月31日をもって、更生施設淀橋荘については廃止しました。宿提淀橋荘及び宿泊所高浜荘は改築工事のため、事業を休止しています。

■利用状況

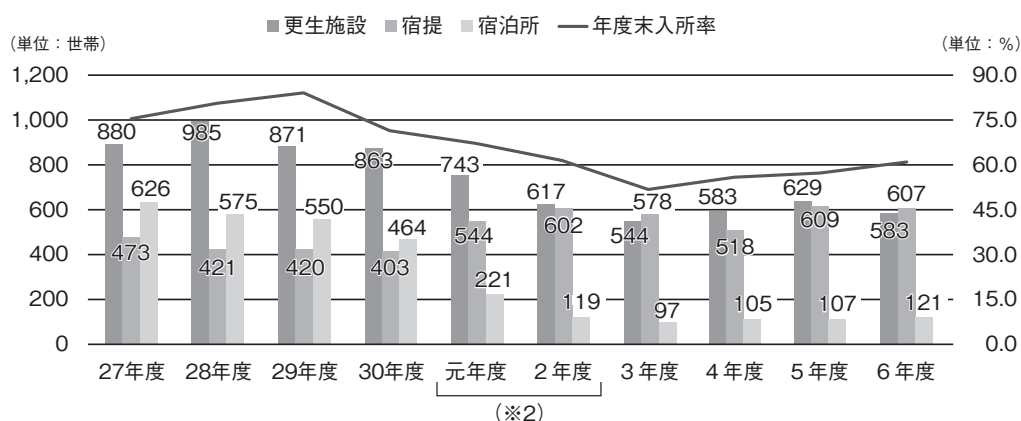
図1は直近10年間の厚生関係施設入所者数（※1）を示したものです。令和6年度は、厚生関係施設（更生施設9施設（社福）特別区社会福祉事業団設置更生施設塩崎荘を含む。）

及び宿提9施設並びに宿泊所3施設）合計で1311世帯を受け入れました。平成28年度から受入れ世帯数は対前年度比で減少を続けてきましたが、令和4年度は増加に転じ、令和6年度下半期から年度末の更生施設淀橋荘廃止及び宿提淀橋荘休止に向けて実施した入所制限・停止の影響があるものの、引き続き

入所原因 図2は更生施設の令和6年度における男女別入所原因を割合で示したものです。男女共に居

き令和6年度も概ね同水準を維持しています。また、年度末入所率も同様に、令和4年度から上昇する傾向にあります。

図1 厚生関係施設入所実績・入所率



※1 入所者数…1年間に施設で新たに受け入れた世帯数
 ※2 令和元年度・2年度に宿所提供施設及び宿泊所の種別転換があり、宿提は5施設から9施設、宿泊所は7施設から4施設の体制となったことが、当該年度の入所実績の増減に大きく影響しています。

図2 更生施設（塩崎荘を含む）の入所原因

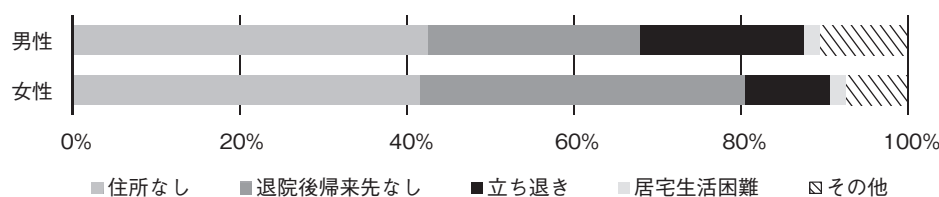
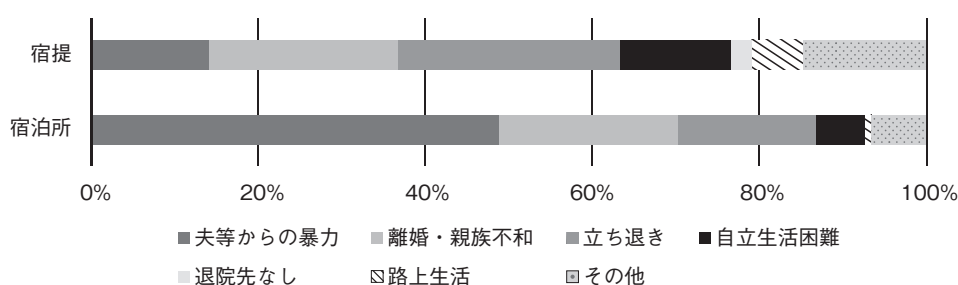


図3 宿所提供施設・宿泊所入所原因



所がなく生活に困窮した方が4割強を占めており、女性についてはそれに次いで病院退院後に帰来先がない方も4割弱を占めています。また、利用者には障害者手帳をお持ちの方が一定程度おり、同年度末時点での状況として、精神障害者保健福祉手帳は男性施設で19%、女性施設で34%程度の方が所持しています。その他、アルコール依存症については、男性施設で12%、女性施設で4%程度の方がその診断を受けています。近年精神疾患を抱える方の割合が増える傾向にあり、地域での居宅生活に向けてより適切な支援が必要になってきています。

図3は宿提及び宿泊所の令和6年度における入所原因を割合で示したものです。現在、宿提及び宿泊所では緊急一時保護事業を実施し、居所を喪失し緊急対応を要する世帯の受入れ等を行っています。受入れ対象者は、り災により居所を失った方を除き、女性単身又は家族であり、パートナー等からの暴力(DV)及び離婚・親族不和など家庭内の問題で緊急対応を必要とする方が、宿提で36%、宿泊所では70%程度を占めています。緊急一時保護事業での施設の利用期間は原則3か月です。利用期間を延長した世帯の割合は、近年減少傾向にありましたが、昨年度から4ポイント増え約46%程度となり、短期での自立が困難な世帯が半数近くの割合を占めています。

■厚生関係施設のサービスのあり方検討委員会

令和5年7月、特別区福祉主管部長会は「厚生関係施設等の今後のあり方について 厚生関係施設再編整備計画(平成31年度～40年度)」の中間年度に当たることからこの計画の見直しを行い、「厚生関係施設再編整備計画 平成31年度(令和元年度)～令和10年度【中間見直し版】」を取りまとめ、同年9月の特別区長会で報告し、了承されました。

この報告を取りまとめるに当たり、多様な事業者が福祉サービスに参入する今日においても、厚生関係施設には、これまで培ってきた公的役割の強みを生かし、利用者に寄り添った質の高いサービスの提供が求められていることが改めて確認されました。

また、この報告に基づき、同年11月特別区福祉主管部長会第1部会に「厚生関係施設のサービスのあり方検討委員会」(以下「検討委員会」といいます。)が設置され、一昨年度増加に転じた厚生関係施設の入所率のさらなる向上に向けて具体的な取組の検討が行われました。

(検討の経過)

検討委員会は、事前調査を含め約1年にわたる検討を重ね、その結果を検討報告書として取りまとめました。この検討報告書は、最終的に令和7年3月の特別区福祉主管部長会において了承されました。

(主な検討結果)

令和7年度から実施…3項目

- ・更生施設入所前見学に係る周知の強化
 - ・施設や事業の周知(福祉事務所の要請に基づく出張による説明会の実施)
 - ・更生施設淀橋荘継続支援事業の実施
- 令和7年度中に実施…7項目

- ・施設・事業の周知(福祉事務所向け資料の印刷・製本による配付)
- ・更生施設入所待機期間の提示
- ・施設利用に係る様式の見直し
- ・緊急一時保護事業の入所調整に係る聴取事項の整理

- ・宿所提供施設における布団の供与
- ・施設から福祉事務所への支援状況報告目安の設定
- ・しのばず荘準個室化モデル事業の実施

令和7年度中に規程改正、運用方法を整理…3項目

- ・緊急一時保護事業の入所・利用延長期間の見直し
- ・男性更生施設緊急対応枠に区割当てのない枠の追加
- ・更生施設的一般入所切替に係る施設利用申込の手續廃止

宿泊所高浜荘再開時(令和8年6月上旬予定)に実施…2項目

- ・宿泊所の生活保護受給世帯利用
- ・社会復帰促進事業の宿泊所での再開

■今後の取組

今後は、検討委員会の検討結果を具体化すべく作業を進め、制度設計、事務手続の検討、関係者との調整等を行い、実施体制が整い次第順次実施していき、また、運用を開始している項目については、必要に応じて途中で検証を行うなど取組のブラッシュアップを図る予定です。

■再編整備計画の進捗

現在、「厚生関係施設再編整備計画 平成31年度(令和元年度)～令和10年度【中間見直し版】」に基づき、冒頭で紹介したとおり、救護施設への転換に伴う改築工事を実施するため更生施設淀橋荘を廃止し、宿提淀橋荘を事業休止としました。その他にも、建替え中の高浜荘(港区施設との合築)については、令和7年10月の竣工に向けて工事が進められています。

各区福祉事務所のみなさまには、ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(特別区人事・厚生事務組合厚生部)